労働者派遣法第23条第5項に基づく情報公開

事業所　　大阪営業所
対象期間　　2025年度　　（2025年04月～2026年03月）

1 派遣労働者の数　　23 人

2 派遣先事業所数　　18 件

3 労働者派遣に関する料金の平均額　　34,742 円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算）

4 派遣労働者の賃金の平均額　　18,959 円
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算）

45.4 %

マージン率

（労働者派遣に関する料金の平均額－派遣労働者の賃金の平均額）÷労働者派遣に関する料金の平均額

マージンの内訳

・派遣労働者の雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの社会保険料
・会社運営費として管理部門の人件費、営業担当の人件費、営業所経費、採用経費
・派遣労働者の教育経費

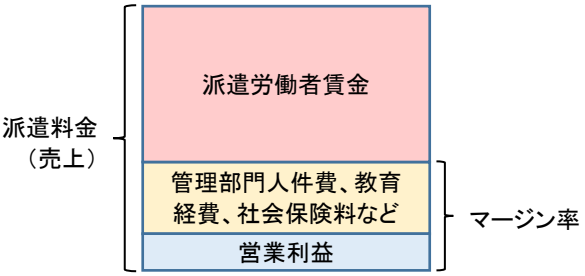

5 派遣労働者のキャリア形成制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口　　大阪営業所
TEL:（06）6210-4072

＜教育訓練＞

訓練の内容	対象者	方法	実施主体	費用負担	賃金支給	一人当たりの平均実施時間
新規採用者訓練	未経験者の新規採用者	OFF-JT	弊社	無償	有給	0時間
能力向上訓練	採用後1年経過者の希望者	OFF-JT	弊社	無償	有給	4時間

＜労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定に関する事項＞

使協定を締結しているか否か	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027 年 3 月 31 日

株式会社富士テクノソリューションズ